別紙

～　市民参画と協働の推進条例（抜粋）　～

第11条　（略）

3　会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でないと認められる事項について審議等を行うとき。

4　市長等は、会議が開催されたときは、速やかに会議録を公表するものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。